

千葉市余裕教室等活用の推進に関する指針（案）

I 指針策定の目的等

1 これまでの取組み

- 本市の小・中学校では、昭和40年代以降の人口急増期から昭和60年代以降の減少期へ移行する過程において、中心市街地空洞化や大規模団地の成熟により、量的整備が進められた学校を中心に余裕教室が発生しています。
- 平成5年には文部省により「余裕教室活用指針」が策定されました。（質的整備への転換）
- 国の整備方針の見直しに基づき、昭和60年度以降より余裕教室の増加を見据えた教室改善対策が実施されてきましたが、人口急増期に建設された学校と新設校で教育環境の格差が発生しています。
- このような流れを受け、平成9年には本市において、教育環境充実を主目的とした「余裕教室活用の基本的な考え方」が策定されました。

2 指針策定の目的

- 近年では、学校施設には地域社会の拠点となる公共施設としての役割が求められており、限られた校舎の面積や形状等の条件があるなかで、学校教育のニーズや本市の各種施策と適切に連携をとりながら、最大限施設を有効活用する必要があります。
- そのなかで、学校現場において「地域とともにある学校」「地域コミュニティの拠点としての学校」の視点を浸透させ、学校の理解・協力を得ながら、余裕教室等の地域への積極的な開放を見据えた有効活用を検討していくための基本的な考え方を指針として定めます。

II 地域開放に向けた課題の整理と状況の変化

1 学校施設をめぐる現状

- 児童生徒数の動向として、一時的な上昇時期から現在まで減少しており、今後も全市では減少傾向となることが見込まれます。
- 児童生徒数の減少にもかかわらず、余裕教室数は過去10年間減少傾向が続いています。要因として、県費移譲に伴う学級編制の弾力的運用による普通学級数増加、少人数指導等の実施に向けた余裕教室活用、特別支援学級や通級指導教室等の拡充に向けた活用推進、小・中学校の統廃合による全体的な教室数の減少等が考えられます。

【児童生徒数・学級数と余裕教室数の推移】

小学校	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
児童数	52,781	52,942	52,848	52,569	51,734	51,037	50,518	49,857	49,318	48,535	48,142	47,435
学級数	1,822	1,728	1,854	1,854	1,857	1,833	1,838	1,814	1,805	1,823	1,812	1,799
余裕教室数	839	823	822	760	693	620	627	589	579	552	556	556

中学校	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
生徒数	22,644	23,308	23,346	24,076	24,313	24,558	24,511	24,565	24,302	23,994	23,330	23,090
学級数	714	692	745	767	769	784	785	791	775	767	752	760
余裕教室数	393	369	378	362	338	304	303	278	292	294	302	300

【余裕教室数減少の要因と考えられる例】

■ 学級編制基準の変更に伴う少人数学級の拡大（平成29年度以降の県費移譲）

全市	小学校3年生(1学級あたり38人-35人編成)		小学校4年生(1学級あたり38人-35人編成)		中学1年生(1学級あたり35-38人編成)	
	H28旧基準	H29旧基準	H29新基準	H28旧基準	H29旧基準	H29新基準
児童生徒数	8,176	8,019	8,019	0	8,193	8,174
学級数	266.5	266.5	280.5	14.0	271.0	269.0

※ H29旧基準の学級数は教育委員会試算による

※ 学級編成は千葉市の標準的な編成であり、法令の範囲内で実際には学校の実情に応じて弾力的に運用されている場合がある

学級編成基準変更
小学校で普通学級の増加

■ 特別支援学級の増加（上段左数字は児童生徒数、網掛け数字は学級数。下段は設置校数）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	546	105	612	116	656	124	674	128	710	144	682	141
	46校		56校		61校		64校		69校		70校	

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中学校	230	45	270	53	269	55	305	63	312	60	341	65
	19校		26校		28校		30校		31校		31校	

■ LD等通級指導教室児童生徒数の増加

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	48	40	56	63	59	82	94	93	97	112	132	139
中学校	3	5	7	4	13	23	32	31	51	57	80	89

■ 子どもルーム設置校数の増加（小学校敷地内）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
設置校数	60	62	66	66	71	76	79	84	86	88	92	102

■ 小・中学校の統廃合（学校適正配置の推進）

→過去10年間に小学校11校で317教室、中学校2校で56教室が減少 ※統合校校舎として使用の場合を除く

2 地域開放に向けた課題の整理と状況の変化

- 平成9年策定の「余裕教室活用の基本的な考え方」のもと、これまで個別の施設活用検討を行ってきましたが、次のような課題があり、開放の推進が進みづらい状況となっています。

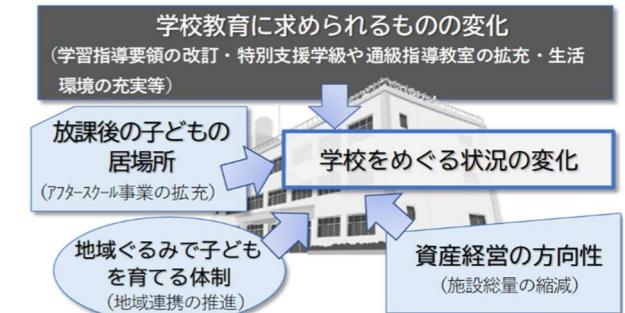
地域開放の推進に向けた課題

- 学校教職員の意識：セキュリティへの不安・職員負担の増加
- 管理責任のあり方：組織単位での管理運営体制構築の難しさ（管理運営主体となる扱い手の問題等）
- 施設の余裕部分の解釈：普通教室のみの活用検討・施設における「余裕」の捉え方
- 活用ニーズとのマッチング：ニーズの把握と実施に向けた調整

- また、「余裕教室活用の基本的な考え方」の策定から20年余りが経過し、学校施設を取り巻く状況は様々に変化してきました。

本市の学校をめぐる状況の変化

- 学校教育に求められるものの変化
…児童生徒の個に応じた指導の充実等
- 放課後の子どもの居場所確保
…アフタースクール事業等のさらなる拡充
- 地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり
…学校支援地域本部等の地域連携の推進
- 資産経営の方向性
…施設利用の効率性向上・施設総量の縮減



III さらなる有効活用に向けた視点

地域開放の推進に向けた課題と本市の学校をめぐる状況の変化を踏まえ、学校施設をさらに有効活用していくために、3つの視点の順により、活用の考え方を整理します。

ゆとりある良好な教育環境の確保 【学校現場のニーズ把握】

学びのスタイルや個々の児童生徒へきめ細かに対応できる環境づくりに配慮

地域社会における学校施設の有効活用 【地域活動による積極的活用の視点】

・社会教育等の地域活動に向けた特別教室を含めた積極的な活用の検討
・限られた施設総量のなかで最大限施設を有効活用

学校教育に求められるものの変化

IV 活用推進に向けた基本的な考え方

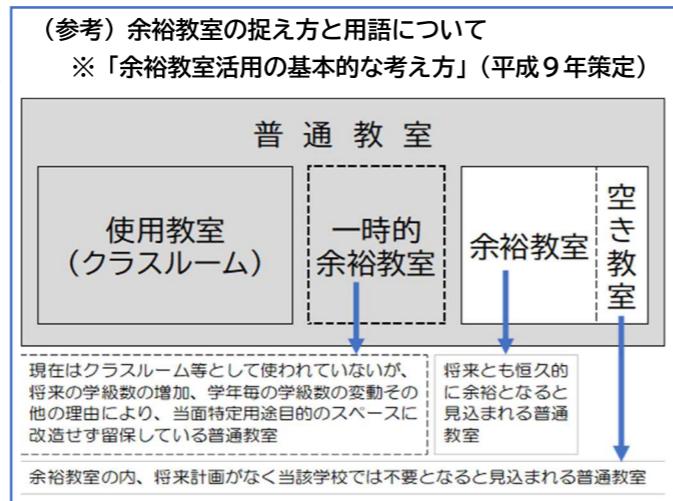
1 基本理念

- これから余裕教室等の有効活用を考えていくための基本的な理念を次のように定めます。

子どもの学びの場としての視点を中心に据え、学校内における地域活動の積極的な支援を通して
子どもと地域社会双方へ活動成果を還元できる施設活用を目指す

2 本指針の対象とする範囲と用語の定義

- 校庭・体育館・アリーナ等の体育施設については、学校体育施設開放事業により運用が図られていることから、本指針では余裕教室を含めた校舎内における余剰スペースの活用推進を対象とします。
(※ 稲毛高校附属中を除く小・中学校)
- 平成9年策定の「基本的な考え方」の用語定義は引き続き用いるものとします。
(※「余裕教室」等)



3 さらなる有効活用を進めるためのポイント

- 学校の理解・協力のもと、地域への開放等による余裕教室等の活用を一層推進していくために、次の視点に沿った検討を進めます。

(1) ゆとりある良好な教育環境の確保

- 学校教育への支障をきたすことなく、本来の目的である学校の教育活動を着実に実施していくための教室等の空間を確保
- 学びのスタイルの変化や個々の児童生徒へきめ細かに対応できる環境に配慮した校舎利用を想定
- 教育施策の動向や個別の学校のニーズを教育委員会が総合的に把握し、学校に必要な機能を予め把握したうえで、市長部局とも適宜検討を行います。

(2) 地域社会における学校施設の有効活用

- 学校施設の活用や学校との連携等に関する市民ニーズの把握（アンケート等）
- 社会教育等の地域活動に向けて余裕教室等を積極的に活用する視点への転換及び学校教職員への理解促進

《具体的な取組みイメージ》

余裕教室のある学校	余裕教室のない学校
◆ 継続的な活用を想定 (例：小学校の空き教室開放事業)	◆ 従来のようなクラスルーム単位の余裕にこだわらない活用を想定 (例：階段・ピロティ等の活用) ◆ シェアリング (例：アフタースクール事業)

※ 上記「余裕教室」に一時的余裕教室は含まれない

- 地域コミュニティの核となる公共施設としての施設の効率性（利便性・汎用性・継続性）の向上

V 取組み方針

「IV 活用推進に向けた基本的な考え方」における視点を踏まえ、4つの取組みの方向性を掲げます。

方向性1 子どもと地域住民双方にメリットとなる活用

学校教育活動を最優先の目的としながらも、限られた施設総量のなかで目的外の活用を積極的に推進するためには、児童生徒と地域社会双方にとってメリットが生まれる活動が展開されることが望ましいと考えられます。この実現に向けて、教育委員会を中心に学校や関係者の意見を伺いながら検討を進めています。

考え方のポイント

子どもを育てる機会としての着想

- 学校教育外の活動のなかで子どもを育てる視点の模索
- 生涯学習分野等での子どもとの関わりを意見聴取
- 該当する活動への支援検討（費用負担軽減・優先順位等）

方向性2 柔軟な発想による施設活用

これからの活用検討にあたっては、普通教室のみの余剰を検討することにこだわらず、学校校舎内における余裕空間を柔軟に捉えなおすことや、施設等の稼働時間を精査し、有効活用の促進を図ります。

また、余剰スペースの多目的な活用を検討するなかで、他の施設との複合化が有効かといった観点も視野に入れ地域の特性を踏まえつつ、様々な可能性を考慮しながら総合的に取組みを推進していきます。

考え方のポイント

余裕空間の柔軟な捉え方

- 普通教室のみの活用を検討する固定的な解釈からの転換
- 空間としての余裕を検討
シェアリングの発想
 - 特別教室等の稼働状況の把握
 - 時間的余裕での検討（タイムシェアリング）

方向性3 持続可能な管理運営体制の構築

学校の協力のもと、子どもや地域にとってメリットのある活用を継続していくためには、適切なルールづくりが必要です。このなかで、右記の項目を中心に施設活用の具体的なルールを明確にし、関係者と共有することとします。

適切なルールづくりに向けた主な検討事項



方向性4 学校教職員への理解促進

学校施設の活用検討にあたっては、学校の協力が不可欠であり、活用推進の機運を醸成しつつ、個別の活用検討における最適な学校判断に向けて、様々な情報提供を行っていきます。

考え方のポイント

活用推進機運の醸成

- 子どもを育てる機会の視点をきっかけとした機運醸成
- 管理職研修等の機会での継続的な普及啓発
最適な学校判断に向けた情報提供
 - 児童生徒数推計の共有（学校規模の方向性）
 - 学校教育に関する施策動向や関係課見解共有